

## 自衛隊を支持している人は配備に反対できない？

2016.01.21 新川在住 笹尾哲夫 FBに投稿

各種の世論調査で、「自衛隊を支持する」と答える人は90%を超えていると言います。では、そういう人たちは石垣島への自衛隊配備に反対できないのでしょうか？

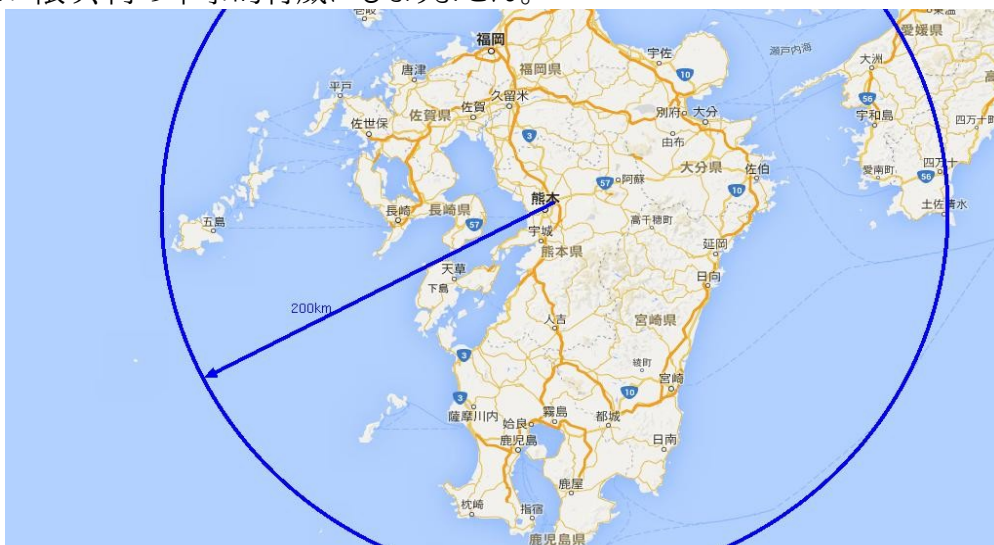
おそらく、一番気になるのは、日本各地に自衛隊の基地があり国土を守ってくれているのに、自分のところに来るのだけは反対、と言うのは後ろめたいという思いでしょう。もちろん、自衛隊がいれば、万一攻められた時も安心だと考える人もいると思います。

でも、各地にある基地と、いま石垣、宮古に予定されている基地は、性格が全く違います。

石垣島に配備予定の陸上自衛隊は、テレビで良く見るような、武力侵入に備えて訓練に励んでいる野戦部隊や戦車部隊ではありません。射程約200 kmの(産経 2014年6月15日付)、水平線の彼方の艦艇を攻撃する地対艦ミサイルの部隊です。そのミサイル基地を守るために、地対空ミサイル部隊と警備部隊も予定されています。

そして、同じミサイル基地であっても、本土の基地とはまるで意味が違います。

石垣島に配備されるのは、最新式の12式地対艦ミサイルと思われませんが、これは来年度から、まず熊本市健軍地区の駐屯地に16両(各両ごとに6基のミサイルを搭載)が配備される予定です。そこで、Google map からコピーした地図に、熊本市から200 km の距離を示してみました。ご覧のように、ミサイルの射程200 km の範囲内は、ほとんどが日本の領土、領海です。ここには、親善訪問を除けば、九州攻撃以外の目的で外国艦艇が近づくことはあり得ません。つまり、健軍駐屯地に置かれている地対艦ミサイルは、専ら防衛用以外には使えません。外国海軍から見れば、日本本土を攻撃しない限り、何の軍事的脅威にもなりません。



これに対して、同じようにして作った、石垣島から200 km の距離の範囲を示した地図は以下の通りです。

地対艦ミサイルの射程内には、尖閣諸島や、宮古島と沖縄本島間の海峡の一部が入っています。宮古島に配備予定の地対艦ミサイルも加えれば、海峡全体が射程内に入ります。この海峡は、アメリカ軍の関係者が、台湾有事や南シナ海有事の際にフィリピン海に抜けようとする外国海軍の通過を阻むために、自衛隊が地対艦ミサイルで海峡封鎖作戦を行うよう求めているところです。政府自ら、「外国海軍力の著しい増強」や「外国公船の尖閣諸島への領海侵犯」を強調している、緊張の火種を抱えたこの海域が射程範囲なのです。

ですから、先島の地対艦ミサイル基地は、有事の際に相手方の艦艇を撃破する最前線の攻撃

基地です。逆に、相手方から見れば、重大な軍事的脅威であり、有事の際には真っ先に破壊すべき攻撃目標となります。そうしなければ、一隻数百億円から数千億円もする虎の子の艦隊が被弾し、まかりまちがえば継戦能力さえ失いかねないからです。



石垣島の住民にとっては、本土や本島が全く武力攻撃されていない事態でも、尖閣や、南シナ海や、台湾で有事となれば、ミサイルが飛んで来かねない、ということです。もしそうなれば、島は焼け野原になり、避難できなかつた住民の多くに死傷者が出るでしょう。幸い最悪の事態に到らない場合でも、尖閣周辺での軍事的小競り合いで、観光客が「ミサイル基地の島」から逃れようと空港に殺到する事態になれば、島の観光は大打撃を受けます。

政府は、このような「日本一危険な自衛隊基地」になることを承知の上で、配備を進めようとしています。一方、尖閣問題では、政府は「領土問題は存在しない」と言うだけで、真剣な外交交渉を避けています。その結果、日本政府が最も頼りにしているアメリカ政府でさえ、施政権下の地域として安保条約の適用対象と認めるものの、「尖閣諸島の領有権については当事者間の平和的な解決を期待する」と、多くの国々と同様に領有権の争いには関与しない態度です。問題の平和的外交的解決の努力を怠たり、同盟国の支持さえ取り付けられないまま、住民の生命と産業を危険に晒す軍事的対応に走るのは、戦前の政府や軍にも似た、重大な国策の誤りだと思います。

自衛隊を支持するとは、国防力の保持を認めることで、時々々の政府の防衛政策への賛否とは全くレベルの違うことです。今回のミサイル基地計画に疑問を感じるなら、自衛隊を支持する人でも反対できるし、すべきです。なぜならば、日本国憲法は、第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と、個人の生命、自由、幸福追求に最大の価値を認めており、第8章で、地方のことは地方住民が決めるという地方自治の原則を認めており、第21条の一項で、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と、政府批判を含む言論、表現の自由を認めているからです。そして、第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と述べていますから、誤った国策の批判は、国民の義務でもあります。

戦前は、これらの自由と権利は認められていませんでした。その結果、無益な軍用飛行場の建設やマラリア有病地への避難命令で、甚大な被害と恐ろしさ、苦しさを実感させられました。この思いを繰り返してはなりません。